
「新規加入協会員に対する機動的・継続的監査の実施に係る取扱いについて」理事会決議
(自主規制会議決議)の制定について

日証協 平 18. 6. 1

本協会は、6月1日の自主規制会議において、「新規加入協会員に対する機動的・継続的監査の実施に係る取扱いについて」(理事会決議)を制定した。

本理事会決議は、新たに本協会に加入した協会員に対して、公益又は投資家保護の観点から、業務が適正に行われているかどうか点検する必要があると判断した場合、本協会が、加入時から当分の間、機動的かつ継続的な監査を行うことについて定めたものである。

本理事会決議は、平成18年6月1日から施行する。

理事会決議の趣旨骨子及び全文は、それぞれ以下のとおりである。

「新規加入協会員に対する機動的・継続的監査の実施に係る取扱いについて」
理事会決議（自主規制会議決議）の制定について

平成 18 年 6 月 1 日
日 本 証 券 業 協 会

．制定の趣旨

新たに本協会に加入した協会員（以下「新規加入協会員」という。）に対して、公益又は投資者保護の観点から、業務が適正に行われているかどうか点検する必要があると判断した場合、本協会が、加入時から当分の間、機動的かつ継続的な監査（以下「機動的・継続的監査」という。）を行うことができる措置を定めるため、「新規加入協会員に対する機動的・継続的監査の実施に係る取扱いについて」理事会決議（自主規制会議決議）を制定することとする。

．理事会決議の骨子

1．機動的・継続的監査の実施（決議 1）

本協会は、本協会に加入して 6 か月に満たない新規加入協会員に対し、金融・経済又は社会的問題の実態等を踏まえ、公益又は投資者保護の観点から、当該新規加入協会員が行う特定の業務について、その組織上のコンプライアンス体制等に鑑み、当該業務が適正に行われているかどうか機動的・継続的監査を行う必要があると判断した場合には、当該新規加入協会員に対し、2．に定めるところにより機動的・継続的監査を実施するものとする。

2．監査の対象・期間等（決議 2）

- （1）本協会は、機動的・継続的監査の実施に当たって、理事会の新規加入手続きにおける事実等を踏まえ、監査の対象となる内容及び新規加入協会員を定めるものとする。
- （2）新規加入協会員に対し機動的・継続的監査を行う期間は、原則として加入時から起算して 3 年間とし、必要に応じて延長することができるものとする。
- （3）監査業務の執行責任者は、（1）の内容及び新規加入協会員を定め、又は機動的・継続的監査を終了する場合は、その都度、自主規制会議に報告するものとする。

3．実施の時期

- （1）この理事会決議は、平成 18 年 6 月 1 日から施行する。
- （2）本決議は、平成 18 年 4 月 1 日以降に本協会に新たに加入した協会員を機動的・継続的監査の対象とする。

以 上

新規加入協会員に対する機動的・継続的監査の実施に係る取扱いについて

平 18.6.1 理事会決議（自主規制会議決議）

（平 18.6.1 施行）

この理事会決議は、新たに本協会に加入した協会員（以下「新規加入協会員」という。）に対して、公益又は投資者保護の観点から、業務が適正に行われているかどうか点検する必要があると判断した場合、本協会が、加入時から当分の間、機動的かつ継続的な監査（以下「機動的・継続的監査」という。）を行うことができる措置を定めるものである。

1．機動的・継続的監査の実施

本協会は、本協会に加入して 6 か月に満たない新規加入協会員に対し、金融・経済又は社会的問題の実態等を踏まえ、公益又は投資者保護の観点から、当該新規加入協会員が行う特定の業務について、その組織上のコンプライアンス体制等に鑑み、当該業務が適正に行われているかどうか機動的・継続的監査を行う必要があると判断した場合には、当該新規加入協会員に対し、2．に定めるところにより機動的・継続的監査を実施するものとする。

2．監査の対象・期間等

- （1）本協会は、機動的・継続的監査の実施に当たって、理事会の新規加入手続きにおける事実等を踏まえ、監査の対象となる内容及び新規加入協会員を定めるものとする。
- （2）新規加入協会員に対し機動的・継続的監査を行う期間は、原則として加入時から起算して3年間とし、必要に応じて延長することができるものとする。
- （3）監査業務の執行責任者は、（1）の内容及び新規加入協会員を定め、又は機動的・継続的監査を終了する場合は、その都度、自主規制会議に報告するものとする。

付 則（平 18．6．1）

- 1．この理事会決議は、平成 18 年 6 月 1 日から施行する。
- 2．本決議は、平成 18 年 4 月 1 日以降に本協会に新たに加入した協会員を機動的・継続的監査の対象とする。